

腐敗防止方針

当社グループは、法令の遵守が最も重要な行動原理の1つであると認識している中で、全てのステークホルダーと公正かつ健全な関係を確保するために腐敗行為の防止の徹底が重要であるという考えの下、腐敗防止方針を以下の通り定めます。

1. 適用範囲

本方針は、正社員、派遣社員等の当社グループに勤務する全ての労働者に適用されます。

2. 基本的な考え方

当社グループは、「国連グローバル・コンパクト」の腐敗防止の原則の趣旨に則り、贈収賄、利益供与の強要、不正入札等、あらゆる形態の腐敗行為の防止に取り組みます。

3. 腐敗行為の防止の取り組み

当社グループのコンプライアンス推進体制の下、腐敗行為の防止に取り組みます。重大な事象・リスクを認識した場合には、取締役会に適時・適切に報告します。

(1) 法令遵守

事業活動を行う国・地域の関連法令を遵守します。特に国内においては、不正競争防止法等の関連法令を理解・遵守するとともに、国家公務員倫理法等の趣旨を理解し、これに抵触する事態発生の未然防止に努めます。

(2) 公務員等に対する賄賂の提供の禁止

国内外、直接、間接を問わず、公務員またはそれに準じる者に対し、事業上の便宜の獲得を目的として金品その他の利益の供与・申し出・約束等の行為を禁止します。

(3) 賄賂の受領・提供の禁止、および過剰な贈答・接待等の禁止

当社グループが関係する民間人・民間企業との間において、いかなる形式の賄賂も受領または提供しません。また、社会通念上妥当な範囲を超えるような、不当な接待・贈答・便益その他の利益についても、受領または提供しません。

(4) 報告・通報体制

当社グループでは、「役職員の法令遵守行動規範」に抵触している又は抵触する恐れがある事実を発見した場合の内部通報窓口を設けています。腐敗行為に関する報告を受けた場合は、誠実に実態把握を行い、必要な是正を行います。

(5) 違反等への対処

当社グループに勤務する労働者が本方針に違反した場合、当社グループの社内規則等に基づき、厳正に処分を行います。

4. 教育・啓発

本方針が適用範囲に準ずる全ての労働者に定着するよう、積極的な教育に努めます。

制定日：2024年3月26日

ULS グループ株式会社
代表取締役社長 漆原 茂